

年	月日	当該医薬品の製造承認
	5月27日	旧ミドリ十字、厚生省に対し、フィブリノゲンHT-ミドリの販売時の方針を報告 旧ミドリ十字は、フィブリノゲンHT-ミドリの販売に当たり、①「使用上の注意」について当局と共同で対処すること、②肝炎発症の可能性、及び必要患者以外には使用しない旨の添付文書へ記載すること、③使用患者に対する追跡調査（月1回以上医療機関を訪問し、使用患者は継続6ヶ月間）を行うこと、を厚生省に対して報告
	6月11日	加熱フィブリノゲン製剤販売開始 旧ミドリ十字、厚生省の指示に基づき、各支店に対し、加熱フィブリノゲン製剤の市販後調査（投与患者の6か月間継続調査）を指示 ¹¹⁷
	6月12日	旧ミドリ十字、厚生省に対し、非加熱フィブリノゲン製剤投与後の肝炎発症報告（第3回・累計71例） ¹¹⁸
	6月25日	第50回血液用剤再評価調査会 乾燥人フィブリノゲンに関する調査報告書を了承 ¹¹⁹
	7月14日	旧ミドリ十字、厚生省に対し、非加熱フィブリノゲン製剤投与後の肝炎発症報告（第4回・累計74例） ¹²⁰ ※社内報告は112例であった ¹²¹
	10月	旧ミドリ十字松本支店、産後出血のため加熱フィブリノゲン製剤の投与を受けた患者3名全員が非A非B型肝炎発症と本社へ報告
	11月5日	旧ミドリ十字、厚生省薬務局に対し加熱フィブリノゲン製剤投与後の肝炎発症例3例を報告 ¹²²
	11月10日	旧ミドリ十字常務会 加熱フィブリノゲン製剤による肝炎発症の社内報告は11例だが、厚生省へは3例報告したこと等が報告される
	12月23日	旧ミドリ十字松本支店より、加熱フィブリノゲン製剤投与4名全員が肝炎を発症との報告
1988 (S63)	2月12日	旧ミドリ十字、医療機関・薬局に対し、加熱フィブリノゲン製剤の使用に関する謹告 ¹²³ を配布
	4月5日	旧ミドリ十字、厚生省薬務局に対し加熱フィブリノゲン製剤投与後の肝炎発症例8例を報告 ¹²⁴
	5月6日	旧ミドリ十字、厚生省薬務局に対し、加熱フィブリノゲン製剤投与後の肝炎発症調査報告（573例中17例） ¹²⁵

¹¹⁷ フィブリノゲンHT-ミドリ使用症例の継続フォロー調査について 株式会社ミドリ十字 1987(S62)年6月1日（東京乙 B31）

¹¹⁸ フィブリノゲン-ミドリの事後報告について（第3回中間報告） 株式会社ミドリ十字 1987(S62)年6月12日（東京乙 B26）

¹¹⁹ （東京甲 B40、乙 B52）

¹²⁰ フィブリノゲン-ミドリの事後報告について（第4回中間報告） 株式会社ミドリ十字 1987(S62)年7月14日（東京乙 B27）

¹²¹ （東京甲 B17）

¹²² フィブリノゲンHT-ミドリの肝炎調査報告 株式会社ミドリ十字取締役社長 1987(S62)年11月5日（東京乙 B32）

¹²³ 「謹告 フィブリノゲンHT-ミドリ使用に際してのお願い」 株式会社ミドリ十字 1988(S63)年（東京丙 B57）

¹²⁴ フィブリノゲンHT-ミドリの肝炎調査報告 株式会社ミドリ十字取締役社長 1988(S63)年4月5日（東京乙 B33）

¹²⁵ フィブリノゲンHT-ミドリの肝炎調査報告 株式会社ミドリ十字取締役社長 1988(S63)年5月6日（東京乙 B34）